

酒田港港湾計画書（案）

— 軽易な変更 —

平成 27 年 1 月

酒田港港湾管理者
山 形 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成18年4月第23回山形県地方港湾審議会
- ・平成18年7月交通政策審議会第18回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成24年7月第24回山形県地方港湾審議会

の議を経た酒田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
I 港湾施設の規模及び配置	2
1 専用埠頭計画	2
2 水域施設計画	3
3 臨港交通施設計画	4
II 港湾の環境の整備及び保全	5
1 港湾環境整備施設計画	5
III 土地造成及び土地利用計画	6
1 土地利用計画	6

変更理由

- 1 企業の立地促進を図るため、北港地区において専用埠頭計画、水域施設計画、臨港交通施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 2 港湾の環境整備を図るため、外港地区において港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

I 港湾施設の規模及び配置計画

1 専用埠頭計画

企業の立地促進を図るため、専用埠頭計画を変更する。

北港地区

以下の施設計画を削除する。

〔 既定計画
水深12m 岸壁1バース 延長240m 〕

2 水域施設計画

専用埠頭計画の削除に伴い、水域施設計画を変更する。

泊地

北港地区 水深10m 面積14ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
泊地 水深12m 面積14ha)

3 臨港交通施設計画

企業の立地促進を図るため、臨港交通施設計画を変更する。

北港地区

以下の計画について、配置を変更する。

臨港道路 酒田臨海1号線 [既定計画の変更計画]

起点 北港地区工業用地

終点 国道7号 2車線

既定計画

臨港道路 酒田臨海1号線

起点 北港地区工業用地

終点 国道7号 2車線

臨港道路 酒田臨海2号線 [既定計画の変更計画]

起点 北港地区宮海埠頭用地

終点 臨港道路酒田臨海1号線 2車線

既定計画

臨港道路 酒田臨海2号線

起点 北港地区宮海埠頭用地

終点 臨港道路酒田臨海1号線 2車線

Ⅱ 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 外港地区において、港湾内の構造物等が与える景観的圧迫感を緩和するため、緑地を次のように計画する。

外港地区 緑地 1 h a [新規計画]

Ⅲ 土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

企業立地への対応及び港湾の環境整備に伴い、土地利用計画を変更する。

(単位：ha)

用途・地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	危険物取扱施設用地	交通機能用地	緑地	公共用地	海面処分用地	合計
外港地区	(16)	(15)		(11)		(8)	(22)	(5)	(41)	(118)
	16	15		11		8	53	5	41	149
北港地区	(30)	(22)		(405)		(22)	(5)			(483)
	30	22		405		22	7			485

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

